

【表紙】

|                |                                  |
|----------------|----------------------------------|
| 【提出書類】         | 内部統制報告書                          |
| 【根拠条文】         | 金融商品取引法第24条の4の4第1項               |
| 【提出先】          | 関東財務局長                           |
| 【提出日】          | 2026年3月26日                       |
| 【会社名】          | 三井海洋開発株式会社                       |
| 【英訳名】          | MODEC, INC.                      |
| 【代表者の役職氏名】     | 代表取締役 社長執行役員 宮田 裕彦               |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 取締役常務執行役員 鈴木 亮                   |
| 【本店の所在の場所】     | 東京都中央区日本橋二丁目3番10号                |
| 【縦覧に供する場所】     | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

三井海洋開発株式会社（以下、「当社」）代表取締役社長執行役員 宮田裕彦及び取締役常務執行役員 鈴木亮は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社7社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社17社及び持分法適用会社21社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社及び連結子会社3社を「重要な事業拠点」といたしました。「重要な事業拠点」の選定については、当該事業拠点が当社グループ事業の中心であるEPCI（ ）サービス（設計・調達・建造・据付）及びオペレーションサービスの提供を主な事業内容としていることから、当連結会計年度の売上収益を、各事業拠点の当社グループ内での相対的な規模及び財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を判断する指標として採用いたしました。その結果、当連結会計年度の売上収益の概ね2 / 3 に達している当社を重要な事業拠点として選定いたしました。また、EPCIサービスにおける売上原価については、連結会社間取引消去後の売上収益において金額的重要性は限定的であるものの、財務報告の信頼性に与える影響が大きいと判断し考慮した結果、その大部分を構成するOFFSHORE FRONTIER SOLUTIONS PTE. LTD. 及びOFFSHORE FRONTIER SOLUTIONS MALAYSIA SDN. BHD. を重要な事業拠点として選定いたしました。さらに、MODEC SERVIÇOS DE PETRÓLEO DO BRASIL LTDA. は、当連結会計年度の売上収益において金額的重要性に該当しないものの、当該子会社に所属する従業員は、連結従業員数の約半数を占めており、オペレーションサービスを提供する主要な事業拠点であることから、重要な事業拠点として選定いたしました。

選定した重要な事業拠点においては、EPCIサービス及びオペレーションサービスの提供が当社グループにおける事業の中心であることから、事業目的に大きく関わる勘定科目として「売上収益」、「売上原価」、「売掛金」及び「契約資産」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

なお、財務報告に係る内部統制の評価の対象として個別に追加した業務プロセスはありません。

（ ）EPCI：Engineering、Procurement、Construction and Installationの略

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。